



法人所得税に関する Circular 130/2008/TT-BTC の追加的な 施行ガイドライン

Tax Watch No. 10(2009年10月7日号)の中で取り上げた草案を経て、財務省は2010年1月29日に Official Letter 1329/BTC-TCT を正式署名しました。この Official Letter は Circular 130/2008/TT-BTC の追加的な施行ガイダンスを定めるものです。Official Letter 1329 の主な内容を最初の草案から縮小されています。その内容を以下に記しました。

失業保険基金への拠出金の控除性

- ▶ Official Letter 1329では、社会保険法とDecree 127/2008/ND-CPに基づいた失業保険基金への拠出金を対象とした法人所得税の控除性を確認しています。

控除可能な個人所得税

- ▶ 個人所得税控除後ベース(ネット)で労働契約を締結した場合、従業員に代わり会社側が納付する個人所得税額は法人所得税の計算にあたって控除可能とみなされます。

行政事業体(所得を生成する行政事業体)によるみなし税の納付

- ▶ 収益を計上できるがそれに対応する事業活動からの費用と利益を計上できない行政事業体の場合、みなし方式(売上高の一定比率)に基づいて税金を申告・納付します。その具体的な内容は次の通りです。
 - ▶ サービス:5%
 - ▶ 物品売買:1%
 - ▶ その他の活動:2%

しかしながら、法人所得税上の優遇措置を適用するためには、法人所得税の優遇的取り扱いを受けられる行政事業体は以下の諸条件を満たす必要があります。

- ▶ 会計記録保持に関する要件を順守すること。
- ▶ 申告に基づいて法人所得税を登録・納付すること。
- ▶ 上述したみなし方式に基づいて法人所得税を計算しないこと。

不動産譲渡を対象とした法人所得税の取り扱い

2009年の前に実施した土地権利付家屋の譲渡を巡る法人所得税の扱いは、法人所得税法 No. 09/2003/QH11 とその施行規則に従います。一方、2009年1月1日以降に実施した同家屋の譲渡を巡る法人所得税の扱いは、法人所得税法とその施行規則に従います。

暦年とは異なる課税年度を適用している企業向けの法人所得税の決定

暦年とは異なる課税年度を適用し、かつ法人所得税の優遇税率の適用対象でない企業の場合、2008年の各月は28%の税率、2009年の各月は25%の税率による法人所得税の納付を認められます。

税務上の損失と繰越損失の決定

Official Letter では損失と繰越損失の決定に関するガイダンスをも規定しています。2009年の前に発生した損失は当時の適用規則に従って繰越します。2009年に繰越された損失は、継続して計算されます。。

その他所得

Circular 130/2008/TT-BTC 第 C 部第 5 条 19 号に定めるその他所得は、Official Letter 1329 の中では「贈与から受け取った現金または現物支給による所得」と定義を変更しています。

法人所得税上の優遇措置

2009年1月1日の前に設立され、かつ以前に法人所得税上の優遇措置を受けられなかった企業は、Decree 124/2008/ND-CP と Circular 130/2008/TT-BTC に規定された要件を満たしている場合であっても、残存期間に関しても法人所得税上の優遇措置を受けられません。ただし、首相発行の2008年10月10日付け Decision 1466/QD-TTg に定める社会化セクターにおいて事業を営んでいる企業はこの限りではありません。



お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEIA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000037

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn